

管理票交付等状況報告書（令和 4 年度実績）
における水銀廃棄物の記載について（お知らせ）

平成 29 年 10 月 1 日からの「廃棄物及び清掃に関する法律施行令」（改正）の施行に伴い、管理票交付等状況報告書における水銀を含む産業廃棄物の取扱いが変更となりましたので、記載方法などをお知らせします。

このお知らせは、東京都内（八王子市を除く）に所在する事業場向けです。
※ 東京都以外の道府県、八王子市の事業場については、事業場が所在する道府県、政令市にお問い合わせください。

1 水銀を含む産業廃棄物の記載方法について

（１） 「水銀使用製品産業廃棄物」 及び「水銀含有ばいじん等」（産業廃棄物）

概要	平成 29 年 10 月 1 日から、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の区分が産業廃棄物に追加されました。 注） 「特定有害産業廃棄物」（特別管理産業廃棄物）の条件に合致する場合は、「水銀含有ばいじん等」（産業廃棄物）にはなりません。
記載方法	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の旨が記載されているマニフェスト（交付日が平成 29 年 10 月 1 日以降の場合に限る。）は、その他のマニフェストと分けて集計し、2 ページの表の（3 1）～（4 1）に計上して下さい。

（２） 「廃水銀等」（特別管理産業廃棄物）

概要	平成 28 年 4 月 1 日から、特別管理産業廃棄物に「廃水銀等」が追加されました。
記載方法	「廃水銀等」の旨が記載されているマニフェストは、その他のマニフェストと分けて集計し、 <u>2 ページ</u> の表の（7 0）に計上してください。

（３） 水銀に汚染された「特定有害産業廃棄物」（特別管理産業廃棄物）

概要	特別管理産業廃棄物の「特定有害産業廃棄物」には、水銀などの有害物質に汚染された廃棄物が含まれています。
記載方法	有害物質に汚染された「特定有害産業廃棄物」の旨が記載されているマニフェストは、その他のマニフェストと分けて集計し、 <u>2 ページ</u> の表の（6 2）、（6 3）、（6 5）～（6 9）に計上してください。 注） （6 2）、（6 3）、（6 5）～（6 9）の「特定有害産業廃棄物」には、カドミウム、鉛などの水銀以外の有害物質に汚染された廃棄物も含まれます。これらは、 <u>有害物質の種類で分けずに合算します</u> 。 例えば、汚泥（カドミウムで汚染）1 トン、汚泥（鉛で汚染）2 トン、汚泥（水銀で汚染）3 トンを排出した場合は、汚泥（特定有害産業廃棄物）6 トンとして集計します。

【参考】 産業廃棄物の種類（水銀廃棄物関連の箇所のみ抜粋）

注） 全ての項目が記載された表は環境局ホームページ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」で配布している「作成マニュアル」の13～14ページに掲載しています。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html

○ 産業廃棄物

廃棄物の種類		省略表記
(1)～(30) 【省略】		【省略】
水銀使用製品産業廃棄物	(31) 電池類（水銀使用製品産業廃棄物に限る）	電池類（水銀製品）
	(32) 蛍光灯・水銀ランプ（水銀使用製品産業廃棄物に限る）	蛍光灯・ランプ（水銀製品）
	(33) 医薬品（水銀使用製品産業廃棄物に限る）	医薬品（水銀製品）
	(34) 血圧計・体温計（水銀使用製品産業廃棄物に限る）	血圧計・体温計（水銀製品）
	(35) その他の産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物に限る）	その他（水銀製品）
水銀含有ばいじん等	(36) ばいじん（水銀含有ばいじん等に限る）	ばいじん（水銀含有）
	(37) 燃え殻（水銀含有ばいじん等に限る）	燃え殻（水銀含有）
	(38) 汚泥（水銀含有ばいじん等に限る）	汚泥（水銀含有）
	(39) 廃酸（水銀含有ばいじん等に限る）	廃酸（水銀含有）
	(40) 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等に限る）	廃アルカリ（水銀含有）
	(41) 鉍さい（水銀含有ばいじん等に限る）	鉍さい（水銀含有）
(42)～(50) 【省略】		【省略】

○ 特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類		省略表記
(51)～(61) 【省略】		【省略】
特定有害産業廃棄物	(62) 鉍さい（特定有害産業廃棄物）※	鉍さい（有害）
	(63) 燃え殻（特定有害産業廃棄物）※	燃え殻（有害）
	(64) 【省略】	【省略】
	(65) 汚泥（特定有害産業廃棄物）※	汚泥（有害）
	(66) 廃酸（特定有害産業廃棄物）※	廃酸（有害）
	(67) 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物）※	廃アルカリ（有害）
	(68) ばいじん（特定有害産業廃棄物）※	ばいじん（有害）
	(69) 処分するために処理したもの（特定有害産業廃棄物）※	処分するために処理したもの（有害）
	(70) 廃水銀等	廃水銀等
	(71) 【省略】	【省略】

※ (62)、(63)、(65)～(69)の「特定有害産業廃棄物」には、カドミウムなどの水銀以外の有害物質に汚染された廃棄物も含まれますが、これらは有害物質の種類で集計を分けないで合算します。

2 マニフェストの確認方法（水銀使用製品産業廃棄物の例）

「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」を排出する場合、その旨をマニフェストに記入します。

事業者の方が行う記入方法には、次のようなものが想定されますので、本例を参考として集計を行ってください。

※ 本例と異なる形式のマニフェストの使用、記入方法などであっても、法令上の必要事項を満たしている場合は適法です。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日 平成 年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者 氏名
事（排出者） 氏名又は名称 都庁商事株式会社 住所 〒 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 電話番号		事（排出場所） 名称 都庁商事株式会社 〇〇〇営業所 所在地 〒 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 電話番号	
産業廃棄物の種類（普通産業廃棄物） ☐ 0100 燃え殻 ☒ 1200 金属くず ☐ 2000 引火性廃油 ☐ 2424 燃え殻（有害） ☐ 0200 汚泥 ☒ 1300 プラスチック類 ☐ 2010 引火性廃油（有害） ☐ 2425 廃油（有害） ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 紙くず ☐ 2100 強酸 ☐ 2426 汚泥（有害） ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 2110 強酸（有害） ☐ 2427 廃酸（有害） ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 2200 強アルカリ ☐ 2428 廃アルカリ（有害） ☒ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 2210 廃アルカリ（有害） ☐ 2429 ばいじん（有害） ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 2300 有害な廃棄物 ☐ 2430 13号産業廃棄物（有害） ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号産業廃棄物 ☐ 2410 PCB等 ☐ 2431 廃石綿等 ☐ 0900 繊維くず ☐ 2000 有害な廃棄物 ☐ 2421 廃石綿等 ☐ 2432 指定水汚泥 ☐ 1000 動植物性残さ ☐ 2100 紙くず ☐ 2422 指定水汚泥 ☐ 2423 紙くず（有害）		数量（及び単位） 10kg	荷姿 コンテナ
産業廃棄物の名称 廃蛍光灯 有害物質等 処分方法 破碎		備考・通信欄 水銀使用製品産業廃棄物	
中間処理 委託先 ☐ 帳簿記載の通り ☐ 当欄記載の通り 最終処分 委託先 ☐ 委託契約書記載の通り ☐ 当欄記載の通り 氏名又は名称			

記載例 1
チェック欄の空欄に新たな項目を設け、チェックが入れている場合
※チェック欄の例：
「☒ 水銀使用製品産業廃棄物」

記載例 2
備考欄、産業廃棄物の名称欄等に「水銀使用製品産業廃棄物」である旨が記載されている場合

記載例 3
備考欄、産業廃棄物の名称欄等に「水銀使用製品産業廃棄物」の旨が無く、具体名（廃蛍光灯など）だけ記入されている場合
※ 具体名だけでなく「水銀使用製品産業廃棄物」の旨も記入するのが正しい記載法です。
もしも、「水銀使用製品産業廃棄物」の旨が抜けていた場合、今後交付するマニフェストには、これを記入するようにしてください。

【注意事項】

- 「特定有害産業廃棄物」には、カドミウムなどの水銀以外の有害物質に汚染された廃棄物も含まれますが、これらは**有害物質の種類で集計を分けないで合算します**。
- 「特定有害産業廃棄物」（特別管理産業廃棄物）は、「水銀」に汚染されている旨ではなく、有害物質を含有することだけが記載されている場合もあります。
(例：「☐ 燃え殻（有害）」にチェックが入っている場合など)

3 水銀廃棄物関連の記入に関するQ&A

Q1 「●●●●」は、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」のいずれかに該当しますか。また、水銀廃棄物の判断条件等について詳しく教えてください。

該当については、法令に基づく条件に合致するかで決まります。それぞれの該当条件などについては、次のホームページをご参考下さい。なお、**管理票交付等状況報告書の作成においてはマニフェストにこれらの旨の記載があるかで判断**することが原則です。

○ 東京都環境局「水銀廃棄物について」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/suigin.html

○ 環境省「水銀廃棄物関係」

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

Q2 「廃水銀等」は特定施設から排出された水銀などが該当すると聞きました。当社は特定施設には該当しませんが、「廃水銀等」とみなしてマニフェストにその旨を記入し、水銀の処理を委託しました。どのように計上すれば良いのでしょうか？

マニフェストの記載に沿って「廃水銀等」へ計上してください。

「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」に該当するのは、法令上の条件に合致した場合であるため、水銀を含む廃棄物などでありながら、どれにも該当しない場合があります。

法令上の条件に合致しない廃棄物をこれら4つのいずれかに該当するとみなして、マニフェストにその旨を記入し、処理を委託した場合はそれぞれの項目に計上してください。

Q3 「水銀使用製品産業廃棄物」のうち、水銀電池が組み込まれた組込製品を排出した場合は、「(31)電池類(水銀使用製品産業廃棄物に限る)」と「(35)その他の産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物に限る)」のどちらに計上すべきですか？

水銀製品が組み込まれた組込製品を「水銀使用製品産業廃棄物」として処理を委託した場合は、「(34)その他の産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物に限る)」に計上します。

Q4 平成29年9月30日以前に交付されたマニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」と記載されている場合はどうしますか？

平成29年9月30日以前に交付されたマニフェストについては、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」ではなく、通常の産業廃棄物として、該当する種類（廃プラスチック類、金属くず、ばいじん、汚泥など）に応じて記入してください。

Q5 「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」に計上した物は、産業廃棄物の「金属くず」等の種類にも再計上する必要がありますか？

4つのいずれかに計上した産業廃棄物については、二重計上になってしまうため、「金属くず」などの種類には再計上しないでください。

Q 6 マニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」ではなく具体的な品名（「廃蛍光灯」など）を記入している場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」に計上する必要がありますか？

具体的な品名が記載されている場合でも、「水銀使用製品産業廃棄物」（廃蛍光灯の場合は「(31) 蛍光灯・水銀ランプ（水銀使用製品産業廃棄物に限る）」）に計上してください。ただし、「廃蛍光灯」などであっても水銀を含んでいない物（LED蛍光灯など）は「水銀使用製品産業廃棄物」には該当しないので、計上しないでください。

注） マニフェストには具体的な品名だけでなく「水銀使用製品産業廃棄物」の旨も記入するのが正しい記載法です。もし、「水銀使用製品産業廃棄物」の旨が抜けていた場合、今後交付するマニフェストには、「水銀使用製品産業廃棄物」と記入してください。

Q 7 マニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」の旨と廃棄物の種類だけ書いてあり、具体的に何を排出したのか分かりません。このような場合はどうしますか？

具体的な内容が分からない「水銀使用製品産業廃棄物」は、「(35) その他の産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物に限る）」に計上してください。

Q 8 マニフェストの数量を重量（トン）ではなく、個数（個）や体積（ m^3 ）等で書いている場合はどのように計算すればよいのでしょうか？

台貫伝票などから実際の重量が分かる場合は当該重量を記入してください。また、機械などを廃棄した場合はメーカーへの問合せにより重量が分かる場合もあります。

それらの方法でも重量が不明な場合は、換算係数を用いて変換して下さい。なお、一般に公表されている換算係数の例としては次のようなものが有ります。

- 環境省通知（平成 18 年 12 月 27 日付環廃産発第 061227006 号）（別添 2 参照）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf

- 電子マニフェストにおける換算件数（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター公表）

※ 換算係数の例： 蛍光灯（ 0.15 t/m^3 ）、乾電池（ 1 t/m^3 ）

https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2021/07/jwnet_COF_ver1_5.pdf

Q 9 実際には「水銀使用製品産業廃棄物」に該当する物の処理を委託しましたが、マニフェストにその旨を記載していませんでした。どうすれば良いのでしょうか？

個別に対応します。環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課へお問い合わせください。

Q 10 水銀関係の産業廃棄物とその他の産業廃棄物で報告書を分けて提出する必要がありますか？

報告書は分けなくて提出してください。

Q11 管理票交付等状況報告書の記載方法全般について教えてください。

記載方法全般については、東京都環境局ホームページをご参考下さい。

- 東京都環境局「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html

4 お問い合わせ

- (1) 担当部署

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当

- (2) 電話番号

管理票交付等状況報告書について：042-706-1345（有限会社クリーンシステム（委託先））

※ その他（産業廃棄物の処理など）については03-5388-3589へお掛けください。

- (3) 関連ホームページ

東京都環境局ホームページ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html